

規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十号

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第四企画財政部の表地域政策課の項第四号知事決裁事項の欄中7を8とし、6を7とし、5の次に次のように加える。

6 法第二百八十四条第二項及び第三項の規定に基づき、一部事務組合等の設立を許可すること。

別表第四企画財政部の表地域政策課の項第四号部長専決事項の欄中11を削り、12を11とし、13から22までを12から21までとする。

別表第四総務部の表税務課の項第三号知事決裁事項の欄を次のように改める。

条例第十七条第一項の規定に基づき、地域及び期日を指定して申告等の期限を延長すること。
--

別表第四総務部の表税務課の項第三号部長専決事項の欄中2を削り、3を2とする。

別表第四県民生活部の表消費生活課の項第三号知事決裁事項の欄中2を3とし、1を2とし、同欄に1として次のように加える。

1 法第四条第一項の規定に基づき、特定物資の売渡しをすべきことを指示する
こと。

別表第四県民生活部の表消費生活課の項第三号部長専決事項の欄中1を削り、2を1とし、3を2とする。

別表第四危機管理防災部の表消防防災課の項第六号知事決裁事項の欄中17を18とし、11から16までを12から17までとし、10の次に次のように加える。

11 法第七十四条の二第四項の規定に基づき、市町村長に対し、災害発生市町村長を応援することを求めること。

別表第四危機管理防災部の表消防防災課の項第六号部長専決事項の欄中19を削り、20を19とし、21から33までを20から32までとする。

別表第四農林部の表農業政策課の項第二号知事決裁事項の欄に次のように加える。

- 3 法第六条第一項の規定に基づき、農業振興地域を指定すること。
- 4 法第七条第一項の規定に基づき、農業振興地域の区域を変更し、又はその指定を解除すること。

別表第四農林部の表農業政策課の項第二号部長専決事項の欄1中「第五条第二項」を「第五条第三項」に改め、同欄中2及び3を削り、4を2とし、5から11までを3から9までとし、同表畜産安全課の項第一号知事決裁事項の欄を次のように改める。

法第十七条の二第五項又は第六項の規定に基づき、指定家畜の所有者に対して当該指定家畜を殺すべき旨を命じ、又は家畜防疫員に殺させること。

別表第四農林部の表畜産安全課の項第一号部長専決事項の欄中4を削り、5を4とし、6を5とし、7を6とし、同表農業支援課の項第五号知事決裁事項の欄を次のように改める。

法第二条第五項の規定に基づき、特別被害地域を指定すること。

別表第四農林部の表農業支援課の項第五号部長専決事項の欄を次のように改める。

法第七条第一項の規定に基づき、組合若しくは連合会から報告を徴し、又は職員に組合若しくは連合会の事務所に立ち入らせ、帳簿、書類その他必要な物件を検査させること。

別表第四県土整備部の表河川砂防課の項第三号知事決裁事項の欄1中「第七条第五項」を「第七条第一項」に改め、同欄2中「第七条第五項」を「第七条第六項」に改め、同欄に次のように加える。

- 3 法第十四条第一項及び第三項の規定に基づき、洪水浸水想定区域を指定するとともに、公表すること。

別表第四県土整備部の表河川砂防課の項第三号部長専決事項の欄5中「第七条第五項」を「第七条第六項」に改め、同欄7中「特別警戒水位」を「洪水特別警戒水位」に改め、同欄8中「第十三条の二」を「第十三条の四」に改め、同欄中9を削り、10を9とし、11から13までを10から12までとし、同表河川砂防課の項第七号知事決裁事項の欄を次のように改める。

条例第十条第一項の規定に基づき、^{たん}湛水想定区域を指定すること。

別表第四県土整備部の表河川砂防課の項第七号部長専決事項の欄中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とし、同表河川砂防課の項第十号を次のように改め

る。

十 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）の施行に関する事務	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項及び第三項の規定に基づき、急傾斜地崩壊危険区域の指定又は廃止をすること。	
---	---	--

別表第四会計管理者の補助組織の表出納総務課の項第一号知事決裁事項の欄を次のように改める。

<ol style="list-style-type: none">1 施行令第六十八号第一項の規定に基づき、指定金融機関を指定し、公金の収納及び支払の事務を取り扱わせること。2 施行令第六十八号第三項の規定に基づき、指定代理金融機関を指定し、指定金融機関をしてその取り扱う収納及び支払の事務の一部を当該指定代理金融機関に取り扱わせること（新たに指定する指定代理金融機関に係るものに限る。）。3 施行令第六十八号第七項の規定に基づき、指定金融機関の意見を聴き、指定代理金融機関の指定を取り消すこと。

別表第四会計管理者の補助組織の表出納総務課の項第一号会計管理者専決事項の欄3中「指定代理金融機関を指定し」及び「当該」を削り、「こと」の下に「（この項知事決裁事項の欄2に該当するものを除く。）」を加え、同欄5中「第六十八号第八項」を「第六十八号第七項」に改め、「指定代理金融機関又は」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。